

新旧対照表

○千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

新	旧
千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則	千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則
平成23年5月24日 公安委員会規則第7号	平成23年5月24日 公安委員会規則第7号
改正 平成24年6月29日公安委員会規則第9号 平成27年12月25日公安委員会規則第14号 令和3年5月31日公安委員会規則第7号	改正 平成24年6月29日公安委員会規則第9号 平成27年12月25日公安委員会規則第14号 令和3年5月31日公安委員会規則第7号
平成26年7月14日公安委員会規則第7号 平成31年3月29日公安委員会規則第2号	平成26年7月14日公安委員会規則第7号 平成31年3月29日公安委員会規則第2号
千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則 (趣旨)	千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則 (趣旨)
第1条 この規則は、千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年千葉県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (営業に関する情報)	第1条 この規則は、千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年千葉県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (営業に関する情報)
第2条 条例第2条第2号の公安委員会規則で定める情報は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 客が受けることができる接待又はすることができる遊興の内容 (2) 客が受けることができる接待又はすることができる遊興の時間 (3) 客に接する業務に従事する者の特徴 (4) 料金 (5) 利用者が前各号のいずれかに掲げる事項について申し出た条件に該当する営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先	第2条 条例第2条第2号の公安委員会規則で定める情報は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 客が受けることができる接待又はすることができる遊興の内容 (2) 客が受けることができる接待又はすることができる遊興の時間 (3) 客に接する業務に従事する者の特徴 (4) 料金 (5) 利用者が前各号のいずれかに掲げる事項について申し出た条件に該当する営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先
2 条例第2条第3号の公安委員会規則で定める情報は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 客が提供を受けることができる異性の客に接触する役務の内容 (2) 客が提供を受けることができる異性の客に接触する役務の時間 (3) 異性の客に接触する役務に従事する者の特徴 (4) 料金	2 条例第2条第3号の公安委員会規則で定める情報は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 客が提供を受けることができる異性の客に接触する役務の内容 (2) 客が提供を受けることができる異性の客に接触する役務の時間 (3) 異性の客に接触する役務に従事する者の特徴 (4) 料金

新	旧
<p>(5) 利用者が前各号のいずれかに掲げる事項について申し出た条件に該当する営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第7項第1号で規定する営業にあっては、当該条件に該当する営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称、法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）</p>	<p>(5) 利用者が前各号のいずれかに掲げる事項について申し出た条件に該当する営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第7項第1号で規定する営業にあっては、当該条件に該当する営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称、法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）</p>
<p>(事業開始の届出)</p>	<p>(事業開始の届出)</p>
<p>第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、風俗案内業開始届出書（別記第1号様式）により行うものとする。</p>	<p>第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、風俗案内業開始届出書（別記第1号様式）により行うものとする。</p>
<p>2 前項の届出書は、当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の届出書は、当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。</p>
<p>3 条例第3条第1項第4号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>	<p>3 条例第3条第1項第4号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>
<p>(1) 法人にあっては、代表者の住所  (2) 風俗案内所における業務の実施を統括管理する者（以下この条において「統括管理者」という。）の氏名及び住所  (3) 風俗案内業を開始しようとする年月日  (4) 営業時間</p>	<p>(1) 法人にあっては、代表者の住所  (2) 風俗案内所における業務の実施を統括管理する者（以下この条において「統括管理者」という。）の氏名及び住所  (3) 風俗案内業を開始しようとする年月日  (4) 営業時間</p>
<p>4 第1項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>4 第1項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>
<p>(1) 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類  (2) 風俗案内所の周囲の略図  (3) 風俗案内業を営もうとする者の住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書）  (4) 統括管理者の住民票の写し</p>	<p>(1) 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類  (2) 風俗案内所の周囲の略図  (3) 風俗案内業を営もうとする者の住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書）  (4) 統括管理者の住民票の写し</p>
<p>(変更の届出)</p>	<p>(変更の届出)</p>
<p>第4条 条例第3条第2項の規定による届出は、変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。</p>	<p>第4条 条例第3条第2項の規定による届出は、変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。</p>
<p>2 前項の届出書には、前条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものを添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の届出書には、前条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものを添付しなければならない。</p>
<p>(廃止の届出)</p>	<p>(廃止の届出)</p>
<p>第5条 条例第3条第3項の規定による届出は、廃止届出書（別記第3号様式）により行うものとする。</p>	<p>第5条 条例第3条第3項の規定による届出は、廃止届出書（別記第3号様式）により行うものとする。</p>

新	旧
<p>(騒音の測定方法)</p> <p>第6条 条例第4条第1項第3号に規定する騒音の測定方法は、風俗案内所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5パーセント時間率騒音レベルとする。</p> <p>(表示等を禁止する写真等又は文字等)</p> <p>第7条 条例第4条第1項第4号イの公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すものであること。</p> <p>(2) 全裸又は半裸の人の姿態（衣服等が透けた状態を含む。）を表すものであること。</p> <p>(3) 人の通常衣服等で隠されている下着又は身体が見える状態にある姿態を表すものであること。</p> <p>(4) 人の陰部、胸部又はでん部を強調して表すものであること。</p> <p>(5) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらのものであると人を誤認させるようなものであること。</p> <p>(6) 性具その他性的な行為の用に供する物品を表すものであること。</p> <p>2 条例第4条第1項第4号ロの公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 異性の客に接触する行為を表すものであること。</p> <p>(2) 性的な行為又は卑わいな行為を表すものであること。</p> <p>(3) 全裸、半裸又は下着を着用していない状態若しくは衣服等が透けた状態を表すものであること。</p> <p>(4) 下着姿を表すものであること。</p> <p>(5) 陰部、胸部又はでん部を表すもので、卑わいな感じを与えるものであること。</p> <p>(6) 人の特徴を表すもので、風俗案内所に表示し、又は表示した物を掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるものであること。</p> <p>(7) 性具その他性的な行為の用に供する物品を表すものであること。</p>	<p>(騒音の測定方法)</p> <p>第6条 条例第4条第1項第3号に規定する騒音の測定方法は、風俗案内所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5パーセント時間率騒音レベルとする。</p> <p>(表示等を禁止する写真等又は文字等)</p> <p>第7条 条例第4条第1項第4号イの公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すものであること。</p> <p>(2) 全裸又は半裸の人の姿態（衣服等が透けた状態を含む。）を表すものであること。</p> <p>(3) 人の通常衣服等で隠されている下着又は身体が見える状態にある姿態を表すものであること。</p> <p>(4) 人の陰部、胸部又はでん部を強調して表すものであること。</p> <p>(5) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらのものであると人を誤認させるようなものであること。</p> <p>(6) 性具その他性的な行為の用に供する物品を表すものであること。</p> <p>2 条例第4条第1項第4号ロの公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 異性の客に接触する行為を表すものであること。</p> <p>(2) 性的な行為又は卑わいな行為を表すものであること。</p> <p>(3) 全裸、半裸又は下着を着用していない状態若しくは衣服等が透けた状態を表すものであること。</p> <p>(4) 下着姿を表すものであること。</p> <p>(5) 陰部、胸部又はでん部を表すもので、卑わいな感じを与えるものであること。</p> <p>(6) 人の特徴を表すもので、風俗案内所に表示し、又は表示した物を掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるものであること。</p> <p>(7) 性具その他性的な行為の用に供する物品を表すものであること。</p>

新	旧
<p>(8) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるものであること。 (年少者の立入禁止の表示)</p> <p>第8条 条例第5条の規定による表示は、別記第4号様式により行うものとする。 (従業者名簿の備付けの方法等)</p> <p>第9条 条例第6条の規定により、風俗案内業者は、その従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。</p> <p>2 条例第6条に規定する規則で定める事項は、性別、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。 (電磁的記録)</p> <p>第10条 条例第6条の公安委員会規則で定める電磁的記録は、風俗案内業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものであって、必要に応じ当該記録された事項を直ちに整然とした形式かつ明瞭な状態で当該使用に係る電子計算機その他の機器に表示させ、及び書面に出力できるものとする。 (風俗案内等を受託した場合の確認等)</p> <p>第11条 条例第7条第1項に規定する確認は、次の各号のいずれかに掲げる書面を確認する方法によるものとする。</p> <p>(1) 法第2条第1項第1号に規定する営業にあつては、法第6条の規定により掲示されている許可証又は認定証</p> <p>(2) 法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号に規定する営業にあつては、法第27条第5項又は第31条の2第5項の規定により提示された書面</p> <p>2 条例第7条第2項の規定による書類は、風俗案内等受託台帳(別記第5号様式)により作成するものとする。</p> <p>3 前項の風俗案内等受託台帳は、風俗案内等を受託した期間が終了した日から起算して3年を経過する日まで保存しておかなければならない。</p> <p>4 条例第7条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 確認した書面及びその番号</p>	<p>(8) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるものであること。 (年少者の立入禁止の表示)</p> <p>第8条 条例第5条の規定による表示は、別記第4号様式により行うものとする。 (従業者名簿の備付けの方法等)</p> <p>第9条 条例第6条の規定により、風俗案内業者は、その従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。</p> <p>2 条例第6条に規定する規則で定める事項は、性別、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。 (電磁的記録)</p> <p>第10条 条例第6条の公安委員会規則で定める電磁的記録は、風俗案内業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものであって、必要に応じ当該記録された事項を直ちに整然とした形式かつ明瞭な状態で当該使用に係る電子計算機その他の機器に表示させ、及び書面に出力できるものとする。 (風俗案内等を受託した場合の確認等)</p> <p>第11条 条例第7条第1項に規定する確認は、次の各号のいずれかに掲げる書面を確認する方法によるものとする。</p> <p>(1) 法第2条第1項第1号に規定する営業にあつては、法第6条の規定により掲示されている許可証又は認定証</p> <p>(2) 法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号に規定する営業にあつては、法第27条第5項又は第31条の2第5項の規定により提示された書面</p> <p>2 条例第7条第2項の規定による書類は、風俗案内等受託台帳(別記第5号様式)により作成するものとする。</p> <p>3 前項の風俗案内等受託台帳は、風俗案内等を受託した期間が終了した日から起算して3年を経過する日まで保存しておかなければならない。</p> <p>4 条例第7条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 確認した書面及びその番号</p>

新	旧
<p>(2) 営業所の名称又は法第2条第7項第1号で規定する営業にあつては広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称</p> <p>(3) 営業所又は受付所の所在地</p> <p>(4) 法第3条第1項の規定による許可若しくは法第10条の2第1項の規定による認定を受け、又は法第27条第1項若しくは第2項若しくは法第31条の2第1項若しくは第2項の規定による届出を行った年月日</p> <p>(5) 確認した年月日</p> <p>(6) 風俗案内等を受託した期間 (重大な不正行為)</p>	<p>(2) 営業所の名称又は法第2条第7項第1号で規定する営業にあつては広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称</p> <p>(3) 営業所又は受付所の所在地</p> <p>(4) 法第3条第1項の規定による許可若しくは法第10条の2第1項の規定による認定を受け、又は法第27条第1項若しくは第2項若しくは法第31条の2第1項若しくは第2項の規定による届出を行った年月日</p> <p>(5) 確認した年月日</p> <p>(6) 風俗案内等を受託した期間 (重大な不正行為)</p>
<p>第12条 条例第9条第1項の公安委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法第49条(第2号を除く。)、法第50条第1項第4号(法第22条第1項第5号に係る部分に限る。)若しくは第5号(法第28条第12項第4号(この規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、法第52条第1号(法第22条第1項第1号若しくは第2号又は法第28条第12項第1号若しくは第2号(これらの規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。)若しくは第4号(法第27条第1項又は法第31条の2第1項に係る部分に限る。)又は法第53条第1号若しくは第2号(法第28条第5項(法第31条の3第1項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p> <p>(2) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第183条の罪に当たる違法な行為</p> <p>(3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章の罪に当たる違法な行為</p> <p>(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第5条、第6条又は第7条(第1項及び第8項を除く。)の罪に当たる違法な行為</p> <p>(5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第118条第1項(同法第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p> <p>(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p>	<p>第12条 条例第9条第1項の公安委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法第49条(第2号を除く。)、法第50条第1項第4号(法第22条第1項第5号に係る部分に限る。)若しくは第5号(法第28条第12項第4号(この規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、法第52条第1号(法第22条第1項第1号若しくは第2号又は法第28条第12項第1号若しくは第2号(これらの規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。)若しくは第4号(法第27条第1項又は法第31条の2第1項に係る部分に限る。)又は法第53条第1号若しくは第2号(法第28条第5項(法第31条の3第1項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p> <p>(2) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為</p> <p>(3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章の罪に当たる違法な行為</p> <p>(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第5条、第6条又は第7条(第1項及び第8項を除く。)の罪に当たる違法な行為</p> <p>(5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第118条第1項(同法第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p> <p>(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p>

新	旧
<p>(7) 千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）第28条第2項又は第4項第3号（同条例第19条の3第2号又は第3号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為</p> <p>(8) 千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例（平成16年千葉県条例第5号）第7条又は第8条の罪に当たる違法な行為（証明書の様式）</p> <p>第13条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第6号様式）によるものとする。 （届出書の提出）</p> <p>第14条 条例及びこの規則の規定により千葉県公安委員会（以下この条において「公安委員会」という。）に届出書を提出する場合は、当該届出に係る風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。</p> <p>2 公安委員会に対して同時に二以上の風俗案内所について条例第3条第2項（同条第1項第1号に係る変更に限る。）又は同条第3項の届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。</p> <p>3 前項の規定により二以上の風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して同項の届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の風俗案内所について同時に第3条第1項に規定する届出書を提出する場合において、当該届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付するものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成23年6月1日から施行する。 附 則（平成24年6月29日公安委員会規則第9号） この規則は、平成24年7月9日から施行する。 附 則（平成26年7月14日公安委員会規則第7号） この規則は、平成26年7月15日から施行する。 附 則（平成27年12月25日公安委員会規則第14号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成28年6月23日から施行する。</p>	<p>(7) 千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）第28条第2項又は第4項第3号（同条例第19条の3第2号又は第3号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為</p> <p>(8) 千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例（平成16年千葉県条例第5号）第7条又は第8条の罪に当たる違法な行為（証明書の様式）</p> <p>第13条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第6号様式）によるものとする。 （届出書の提出）</p> <p>第14条 条例及びこの規則の規定により千葉県公安委員会（以下この条において「公安委員会」という。）に届出書を提出する場合は、当該届出に係る風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。</p> <p>2 公安委員会に対して同時に二以上の風俗案内所について条例第3条第2項（同条第1項第1号に係る変更に限る。）又は同条第3項の届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。</p> <p>3 前項の規定により二以上の風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して同項の届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の風俗案内所について同時に第3条第1項に規定する届出書を提出する場合において、当該届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付するものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成23年6月1日から施行する。 附 則（平成24年6月29日公安委員会規則第9号） この規則は、平成24年7月9日から施行する。 附 則（平成26年7月14日公安委員会規則第7号） この規則は、平成26年7月15日から施行する。 附 則（平成27年12月25日公安委員会規則第14号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成28年6月23日から施行する。</p>

新	旧
<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成31年 3 月29日公安委員会規則第 2 号)</p> <p>この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 5 月31日公安委員会規則第 7 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (令和 5 年 月 日公安委員会規則第 号)</p> <p>この規則は、令和 5 年 7 月 1 3 日から施行する。</p> <p>別 記</p> <p>第 1 号様式 (第 3 条第 1 項)</p> <p>第 2 号様式 (第 4 条第 1 項)</p> <p>第 3 号様式 (第 5 条)</p> <p>第 4 号様式 (第 8 条)</p> <p>第 5 号様式 (第11条第 2 項)</p> <p>第 6 号様式 (第13条)</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成31年 3 月29日公安委員会規則第 2 号)</p> <p>この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 5 月31日公安委員会規則第 7 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>別 記</p> <p>第 1 号様式 (第 3 条第 1 項)</p> <p>第 2 号様式 (第 4 条第 1 項)</p> <p>第 3 号様式 (第 5 条)</p> <p>第 4 号様式 (第 8 条)</p> <p>第 5 号様式 (第11条第 2 項)</p> <p>第 6 号様式 (第13条)</p>